| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カレント・エクスポージャー方式 | — | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク） | — | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| SA—CCR | — | | | | | | | | | |
| 派生商品取引 | — | | | | | | | | | |
| 長期決済期間取引 | — | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |

（記載上の注意）　（略）

単体自己資本比率（付表3）　（略）

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カレント・エクスポージャー方式 | — | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク） | — | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |
| 標準方式 | — | | | | | | | | | |
| （略） | （略） | | | | | | | | | |

（記載上の注意）　（略）

単体自己資本比率（付表3）　（略）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　農業協同組合法施行規則第七十七条第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合であって、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する当該農業協同組合の事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額（以下この条において「貯金等合計額」という。）又は責任準備金の合計額（以下この条において「責任準備金額」という。）が新たに五十億円未満となったものについては、第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第七十七条第二項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法（以下「農協法」という。）第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

2　農業協同組合法施行規則第七十七条第一項第三号に掲げる農業協同組合であって、施行日の属する当該農業協同組合の事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となったことにより、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満となったものについては、新農協法施行規則第七十七条第四項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農協法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

3　農業協同組合法施行規則第七十八条第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合であって、施行日の属する当該農業協同組合の事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となったものについては、新農協法施行規則第七十八条第二項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農協法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。